

秋田県公報

目 次

規 則	ページ
○秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(九六・総務課)	1
○政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則(九七・秘書課)	1
○中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則(九八・税務課)	1
○秋田県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(九九・環境管理室)	1
○秋田県環境保全センター管理規則の一部を改正する規則(一〇〇・環境整備課)	2
○秋田県営自然公園施設管理規則の一部を改正する規則(一〇一・自然保護課)	2
○秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例施行規則の一部を改正する規則(一〇二・商工業振興課)	2
○秋田県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則(一〇三・流通経済課)	2
○秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(一〇四・秋田入ギ振興課)	3
○秋田県認定こども園の認定の基準に関する条例施行規則(一〇五・幼保推進課)	3
訓 令	
○秋田県公報発行手続規程を廃止する訓令(一二・総務課)	4
○保育士、保育所等に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令(一三・幼保推進課)	4
告 示	
○市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正(七〇九・分権改革推進室)	4

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年九月二十九日

秋田県規則第九十六号

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則
秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条中第六十一号を第六十二号とし、第二十二号から第六十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 秋田県子どもの権利擁護委員会 健康福祉部子育て支援課

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年九月二十九日

秋田県規則第九十七号

秋田県知事 寺 田 典 城

政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成十七年秋田県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「資本」を「資本金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年九月二十九日

秋田県規則第九十八号

秋田県知事 寺 田 典 城

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成十四年秋田県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「第十七条第二項」を「第四十一条第一項」に、「認定特定事業計画又は同法第二十一条第二項に規定する認定中小売商業高度化事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年九月二十九日

秋田県規則第九十九号

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則
秋田県公害防止条例施行規則(昭和四十六年秋田県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 粉じん(第九条 第十二条)」を「第二節 粉じん(第九条 第十二条)」を「第二節 粉じん(第九条 第十二条)」に、「第二十二條」を「第二十一條」に、「第四章 深夜騒音等に関する規制(第二十三條 第二十七條)」を「第四章 深夜騒音等に関する規制(第二十二條 第二十六條)」に、「第六章」を「第五章」に、「第二十九條 第三十二條」を「第二十七條 第二十八條」に改める。

第五条の見出し中「届出」を「届出事項」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項及び第四項を削る。

第七条第一項中「もの」を「者」に、「測定方法等」を「測定の方法等」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前項のばい煙量等測定記録表」を「条例第二十九条の規定による測定結果の記録」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条の見出し中「届出」を「届出事項」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とする。

第十二条を削る。

第十二条の二第二号中「病害虫防除又は凍霜害防止」を「病害虫の防除又は凍霜害の防止」に改め、第二章第三節中同条を第十二条とする。

第十七条の見出し中「届出」を「届出事項」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とする。

第十九条第一項中「ものは」を「者は」に改め、「の測定」の下に「の方法」を加え、「汚水等に係る排水基準に定められた」を「別表第十一の中欄に掲げる」に、「及び項目について別表第十一で定められた検定方法により行うもの」を「又は項目ごとと同表の下欄に掲げるとおり」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前項の水質測定記録表」を「条例第四十八条第一項の規定による測定結果の記録」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十二條を削る。

第二十三条の見出し中「営業等」を「営業時間」に、「もの」を「営業」に改め、同条中「もの」を「営業」に改め、第四章中同条を第二十二條とする。

第二十四条第二号中「第七条」を「第三十九条第一項」に改め、同条第五号中「第五条の三」を「第二十条の五」に改め、同条を第二十三條とする。

第二十五条第一号中「拡声機」を「拡声機」に改め、同条を第二十四條とする。

第二十六条の見出し中「等」を削り、同条第一号中「拡声機」を「拡声機」に改め、同条第三号中「同表下欄」を「同表の下欄」に改め、同条を第二十五條とする。

第二十七条第三号及び第四号中「周辺」を「周辺」に改め、同条を第二十六條とする。

第五章を削る。

第二十九条の見出し中「立入検査の」を削り、同条中「様式第十号」を「別記様式」に改め、第六章中同条を第二十七條とし、同条の次に次の一条を加える。

(補則)

第二十八條 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に關し必要な事項は、別に定める。

第三十条から第三十二条までを削る。

第六章を第五章とする。

別表第十一の二十一の項中「下水の水質の検定方法に關する省令」を「下水の水質の検定方法等に關する省令」に改める。

様式第一号から様式第九号までを削る。

様式第十号中「第29條」を「第27條」に改め、同様式裏中「指定汚水田圃地」の次に「(以下)」を加える。

様式第十一号及び様式第十二号を削り、様式第十号を別記様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県環境保全センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第百号

秋田県環境保全センター管理規則の一部を改正する規則
秋田県環境保全センター管理規則(昭和五十一年秋田県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

別表燃えがらの項中「燃えがら」を「燃え殻」に改め、同表汚泥の項中「安定無害化した」を「無機性の汚泥にあつては安定無害化した」に改め、「のもの」の下に「有機性の汚泥にあつては安定無害化したもの。ただし、含水率が八十パーセントを超える有機性の汚泥については、知事が認めるものに限る。」を加え、同表鉱さいの項中「鉱さい」を「コンクリートくず及びがれき類」に改め、「安定無害化したもの」を削り、同表がれき類の項を次のように改める。

鉱さい

安定無害化したもの

別表に次のように加える。

<p>廃石綿等(特別管理産業廃棄物に限る。)</p>	
----------------------------	--

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

秋田県営自然公園施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第百一号

秋田県営自然公園施設管理規則の一部を改正する規則

秋田県営自然公園施設管理規則(昭和五十三年秋田県規則第九号)の一部を次のように改正する。
第六条第一項第二号中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第百二号

秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例施行規則の一部を改正する規則
秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例施行規則(昭和五十八年秋田県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「資本」を「資本金」に改め、同条第三号中「よつて」を「よつて」に、「日雇い入れられる」を「日々雇用される」に、「あつて」を「あつて」に改め、同条第四号中「あつて」を「あつて」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第百三号

秋田県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県卸売市場条例施行規則(昭和四十七年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八條」を「第十九條」に改める。

第七条の見出し中「営業」の下に「若しくは事業」を加え、同条第一項中「のうち」を「が」に、「者がある場合には」を「場合」に改め、「の各号」を削り、同条第二項中「のうち」を「が」に、「者がある場合には」を「場合は」に改め、「の各号」を削り、同条第三項中「の各号」を削り、同条第四項中「開設及び卸売業務」を「開設及び卸売の業務」に改め、「営業」の下に「若しくは事業」を加え、「場合は」を「ときは」に、「かかわらず卸売業務」を「かかわらず、卸売の業務」に改める。

第十七条の表条例第二条及び条例第二十三条の三の項から条例第八条(条例第二十三条の十四において準用する場合を含む。)の項までを削り、同表条例第九条第一項(条例第二十三条の十四において準用する場合を含む。)の項中「様式第六号」を「様式第一号」に、「様式第七号」を「様式第二号」に改め、同表第六条第一項(第十六条において準用する場合を含む。)の項から条例第二十一条(条例第二十三条の十四において準用する場合

を含む。)の項までを削り、同表第十五条(第十六条において準用する場合を含む。)の項中「第十六条」を「前条」に、「様式第二十号」を「様式第三号」に改める。
本則に次の一条を加える。

(補則)

第十九条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に關し必要な事項は、別に定める。

様式第一号から様式第五号までを削り、様式第六号を様式第一号とし、様式第七号を様式第二号とし、様式第八号から様式第十九号までを削り、様式第二十号を様式第三号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四百号

規則

秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「たる資格」を「の資格」に改め、同項第一号中「たる個人」を「である個人」に改め、同項第二号及び第四号中「資本」を「資本金」に改める。

第五条第一項中「(様式第一号)」を削り、同条第二項中「前項の」の下に「規定により」を加え、「所轄地域振興局」を「その主たる事務所の所在地を所管する地域振興局」に改め、同条第三項中「により、」の下に「これ」を加える。

第七条第一項中「(様式第二号)」を削り、同条第二項中「場合及び」を「とき及び」に、「財産区及び地方公共団体の一部事務組合」を「市町村の加入する一部事務組合及び財産区」に、「場合は」を「ときは」に改める。

第十二条の見出しを「(支払の猶予の申請)」に改め、同条第一項中「規定により林業・木材産業改善資金に係る償還金」を削り、「の猶予」の下に「(次条において「支払の猶予」という。)」を加え、「(様式第三号)」を削り、「添えて、」の下に「これを林業・木材産業改善資金に係る」を加え、「分割払の」を「林業・木材産業改善資金に係る償還について分割払をする」に改め、「含む」の下に「次条第三項において同じ」を加え、同条第二項中「前項の場合においては、」を削り、「規定

を」を「規定は、前項の申請について」に、「同項」を「同条第三項」に改める。

第十三条の見出しを「(支払の猶予の決定)」に改め、同条第一項中「猶予すること」を「支払の猶予」に、「直ちに支払猶予」を「直ちに支払の猶予」に改め、同条第二項中「支払猶予の」を「支払の猶予の」に、「支払猶予を」を「支払の猶予を」に改め、同条第三項中「償還金の支払期日」を「林業・木材産業改善資金に係る償還期限」に、「支払猶予」を「支払の猶予」に改める。

第十六条中「知事は、」の下に「林業・木材産業改善資金の」を、「事務」の下に「第六条第一項の」を、「決定、」の下に「第十條の」を加え、「支払猶予」を「第十三条第一項の支払の猶予」に改める。

第十七条中「(様式第四号)」を削る。
第十九条中「(様式第五号)」を削る。

第二十三条の見出し中「支払猶予」を「支払の猶予」に改め、同条中「法第十条の規定により」を削り、「の猶予」の下に「(次条において「支払の猶予」という。)」を加え、「(様式第六号)」を削り、「添えて、」の下に「これを県貸付金に係る」を加え、「分割払の」を「県貸付金に係る償還について分割払をする」に改め、「含む」の下に「次条第三項において同じ」を加える。

第二十四条の見出し中「支払猶予」を「支払の猶予」に改め、同条第一項中「猶予すること」を「支払の猶予」に、「直ちに支払猶予」を「直ちに支払の猶予」に改め、同条第二項中「支払猶予の」を「支払の猶予の」に、「支払猶予を」を「支払の猶予を」に改め、同条第三項中「償還金の支払期日」を「県貸付金に係る償還期限」に、「支払猶予」を「支払の猶予」に改める。

第二十六条中「林業・木材産業改善資金」の下に「(県貸付金を含む。)」を加える。

様式第一号から様式第六号までを削る。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

秋田県認定こども園の認定の基準に關する条例施行規則をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五百号

秋田県認定こども園の認定の基準に關する条例施行規則(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県認定こども園の認定の基準に關する条例(平成十八年秋田県条例第七十八号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(建物の面積に關する基準)

第二条 条例第四条第一項第一号に規定する規則で定める面積は、次に掲げる当該幼保連携施設等における学級の数に應じ当該各号に定める面積(満三歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満二歳以上満三歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設及び設備の面積並びに満二歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設及び設備の面積を除く。)とする。ただし、当該幼保連携施設等が既存の保育所等又は幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)である場合であつて、次条第一項本文に規定する基準(満二歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、同項本文及び同条第三項に規定する基準)を満たすときは、この限りでない。

一 学級の数が一である幼保連携施設等 百八十平方メートル
二 学級の数が二以上である幼保連携施設等 三百二十平方メートルに当該幼保連携施設等における学級の数から二を減じた数に百平方メートルを乗じて得た面積を加えた面積(保育室等の面積に關する基準)
第三条 条例第四条第一項第三号に規定する規則で定める保育室又は遊戯室の面積は、その保育する満二歳以上の子どもの数に一・九八平方メートルを乗じて得た面積とする。ただし、その保育する子どもが満三歳以上である場合であつて、当該幼保連携施設等が既存の幼稚園、認可外保育施設又は幼保連携施設であつて、建物の面積(満三歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満二歳以上満三歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設及び設備の面積並びに満二歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設及び設備の面積を除く。)が前条本文に規定する面積以上であるときは、この限りでない。

2 条例第四条第一項第三号に規定する規則で定める屋外遊戯場の面積(以下この項において「基準面積」という。)は、次の各号に掲げる面積のいずれか多い面積とする。ただし、当該幼保連携施設等が既存の保育所等又は幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)である場合であつて、その面積が第一号に掲げる面積以上であるときは、同号の面積をもって基準面積とし、当該幼保連携施設等が既存の幼稚園、認可外保育施設又は幼保連携施設である場合であつて、その面積が第二号に掲げる面積以上であるときは、同号の面積をもって基

準面積とする。

一 その保育する満二歳以上の子どもに三・三平方メートルを乗じて得た面積

二 当該幼保連携施設等における学級の数に次で定めるところにより算出した面積に、その保育する満二歳以上満三歳未満の子どもの数に三・三平方メートルを乗じて得た面積を加えた面積

(一) 学級の数が二以下である幼保連携施設等にあつては、三百三十平方メートルに当該幼保連携施設等における学級の数から一を減じた数に三十平方メートルを乗じて得た面積を加えた面積

(二) 学級の数が三以上である幼保連携施設等にあつては、四百平方メートルに当該幼保連携施設等における学級の数から三を減じた数に八十平方メートルを乗じて得た面積を加えた面積

3 条例第四条第一項第三号に規定する規則で定める乳児室の面積は、その保育する満二歳未満の子どもの数に一・六五平方メートルを乗じて得た面積とし、同号に規定する規則で定めるほふく室の面積は、その保育する満二歳未満の子どもの数に三・三平方メートルを乗じて得た面積とする。

(屋外遊戯場の特例に関する基準)

第四条 条例第四条第二項に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 子どもが安全に利用できる場所であること。
- 二 利用しようとする時間に容易に利用できること。
- 三 子どもに対し教育及び保育を適切に行うことが可能な場所であること。

(調理室の特例に関する要件)

第五条 条例第四条第三項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 当該幼保連携施設等に加熱、保存等の調理機能を有する設備が備えられていること。
- 二 当該幼保連携施設等の管理者が調理業務を受託する者(以下この条において「調理業務受託者」という。)により調理される食事(以下この条において「外部給食」という。)につき衛生の確保のための措置その他の子どもに適切な外部給食を提供するために必要な措置を講ずることができること。
- 三 外部給食について栄養士による栄養の指導を受けることができる体制が整備されていること。
- 四 調理業務受託者は、給食の趣旨を十分に認識し、衛生を確保し、栄養に配慮するなど、外部給食に係る調理業務を適切に遂行する能力を有する者であること。

五 調理業務受託者は、子どもの年齢、発達段階及び健康状態に応じた外部給食を提供することができるとともに、幼保連携施設等における外部給食に関する需要に的確に対応することができる者であること。

六 食育の推進に関する計画に基づき外部給食を提供するよう努めるものであること。

(補則)

第六条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則
この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第十二号

庁中一般
各地方機関

秋田県公報発行手続規程を廃止する訓令を次のように定める。
平成十八年九月二十九日

秋田県公報発行手続規程を廃止する訓令
秋田県知事 寺田典城

秋田県公報発行手続規程(昭和三十三年秋田県訓令甲第三号)は、廃止する。

附則
この訓令は、平成十八年十月一日から施行する。

秋田県訓令第十三号

庁中一般
教育委員会

保育士、保育所等に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十八年九月二十九日

秋田県知事 寺田典城

保育士、保育所等に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

保育士、保育所等に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する規程(平成十六年秋田県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「保育所及び」を「保育所、」に改め、「法人」の下に「及び認定こども園」を加える。

第二条中「事務並びに」を「事務、」に改め、「(一)に関する事務」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第六条第二項に規定する認定こども園に関する事務」を加える。

別表社会福祉法施行規則の項の次に次のように加える。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七号)	認定こども園の認可(第3条第1項、総合的な提供の推進(第2項)に関する法律(平成十八年法律第七号))	20
---	--	----

附則
この訓令は、平成十八年十月一日から施行する。

告 示

秋田県告示第七百九号

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等(平成十八年秋田県告示第三百三十六号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から施行する。
平成十八年九月二十九日

秋田県知事 寺田典城

第一第九号の表を次のように改める。	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一	羽後町	平成十八年四月一日
二	秋田市	平成十八年十月一日

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
Email: matsubara@natsubara-ryutsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄